# 市第 164 号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年3月15日提出

横浜市長 林 文子

# 横浜市条例(番号)

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例 第15号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「並びに」を「、」に改め、「その」を削り、「規則」を「別に条例」に改める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 提案理由

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を別に条例で定めることとするため、横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正したいので提案する。

市第164号

### 参考

横浜市一般職職員の給与に関する条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(特殊勤務手当)

第12条 (第1項及び第2項省略)

3 第1項の手当の種類、 並びに支給を受ける者の範囲、額及び その 支給方法について必要な事項は、別に条例で定める。 規則

#### 地方自治法 (抜粋)

第 204 条 (第1項及び第2項省略)

給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを 定めなければならない。